

平成 29 年

舞鶴市議会 6 月定例会議案

第 53 号議案～第 71 号議案

平成 29 年 6 月 2 日提出

提出議案一覧表

議案番号	件名	掲載頁
第 53 号 議案	専決処分の承認を求めることについて (平成 28 年度舞鶴市一般会計補正予算(第 8 号))	1 専決書 別冊
第 54 号 議案	専決処分の承認を求めることについて (舞鶴市市税条例の一部を改正する条例制定)	3
第 55 号 議案	専決処分の承認を求めることについて (舞鶴市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定)	15
第 56 号 議案	平成 29 年度 舞鶴市一般会計補正予算(第 1 号)	別冊
第 57 号 議案	舞鶴市工業高等専門学校修学資金の貸与に関する条例制定について	18
第 58 号 議案	舞鶴市の職員の懲戒の手續及び効果に関する条例及び舞鶴市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例制定について	21
第 59 号 議案	舞鶴市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	23
第 60 号 議案	舞鶴市市税条例の一部を改正する条例制定について	26
第 61 号 議案	舞鶴市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について	28
第 62 号 議案	舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について	30
第 63 号 議案	舞鶴市職業能力育成訓練資金の貸与に関する条例制定について	32
第 64 号 議案	舞鶴市介護福祉士育成修学資金の貸与に関する条例制定について	35
第 65 号 議案	舞鶴市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	38
第 66 号 議案	舞鶴市手数料条例の一部を改正する条例制定について	40

第 67 号 議 案	舞鶴市道路標識の寸法に関する条例の一部を改正する 条例制定について	41
第 68 号 議 案	あらたに生じた土地の確認について	42
第 69 号 議 案	字の区域の変更について	43
第 70 号 議 案	字の区域及び名称の変更について	45
第 71 号 議 案	市道路線の認定について	48

第 53 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により下記事項について別冊のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

平成 28 年度舞鶴市一般会計補正予算(第 8 号)(専決第 3 号)

平成 29 年 6 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

参 考

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 抜 粋

(長の専決処分)

第 179 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 103 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第 162 条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第 252 条の 20 の 2 第 4 項の規定による第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

(第 4 項 略)

第 54 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

舞鶴市市税条例の一部を改正する条例制定(専決第 4 号)

平成 29 年 6 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

専決第 4 号

舞鶴市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、舞鶴市市税条例の一部を改正する条例制定について、次のとおり専決処分する。

平成 29 年 3 月 31 日

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市市税条例の一部を改正する条例

舞鶴市市税条例(昭和 31 年条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

第 33 条第 4 項中「第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書(その提出期限後において)」を「特定配当等申告書(」に、「もの及びその時まで提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第 1 号に掲げる申告書及び第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書
- (2) 第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

第 33 条第 6 項中「第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書(その提出期限後において)」を「特定株式等譲渡所得金額申告書(」に、「もの及びその時まで提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に改め、

同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

第35条の3の2第1項中「第33条第4項の申告書」を「第33条第4項に規定する特定配当等申告書」に、「同条第6項の申告書」を「同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に、「法第2章第1節第6款」を「同節第6款」に改める。

第48条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に改め、同条第3項中「においては」を「には」に改め、「とする」の右に「。第5項第1号において同じ」を加え、「によって」を「により」に改め、同条第5項中「については」の右に「、前項の規定にかかわらず」を加え、同条第6項中「によって」を「により」に、「第75条の2第7項」を「第75条の2第9項」に改め、同条第7項中「によって」を「により」に改める。

第50条第1項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第2項中「とする」の右に「。第4項第1号において同じ」を加え、同条第4項各号列記以外の部分中「法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出」を「納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)」に、「(当該修正申告書」を「(当該増額更正」に、「同条第1項」を「法第321条の8第1項」に、「修正申告書が提出された」を「増額更正があった」に、「修正申告書の提出」を「増額更正」に改め、「については」の右に「、前項の規定にかかわらず」を加え、「が提出した修正申告書に係る」を「についてされた当該増額更正により納付すべき」に、「第48条の15の5第3項」を「第48条の15の5第4項」に改め、同項第2号中「修正申告書に係る更正」を「増額更正」に、「まで」を「(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)まで」に改める。

第 61 条第 8 項中「、法第 349 条の 4 又は法第 349 条の 5」を「又は第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで」に、「前 7 項」を「前各項」に改める。

第 63 条の 2 の見出し及び同条第 1 項各号列記以外の部分中「第 15 条の 3 第 2 項」を「第 15 条の 3 第 3 項並びに第 15 条の 3 の 2 第 4 項及び第 5 項」に改め、同項第 3 号中「の区分所有者全員の共有に属する共用部分」を削る。

第 63 条の 3 の見出し及び同条第 1 項各号列記以外の部分中「あん分」を「^{あん}按分」に改め、同項第 5 号中「あん分する」を「^{あん}按分する」に改め、同条第 2 項各号列記以外の部分中「あん分」を「^{あん}按分」に、「以後 3 年」を「から起算して 3 年」に改め、「各年度」の右に「とし、法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する被災市街地復興推進地域(第 74 条の 2 において「被災市街地復興推進地域」という。)が定められた場合(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第 74 条の 2 において同じ。)には、当該被災年度の翌年度から被災年の 1 月 1 日から起算して 4 年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同項第 6 号中「あん分する」を「^{あん}按分する」に改め、同条第 3 項中「あん分」を「^{あん}按分」に改める。

第 74 条の 2 第 1 項各号列記以外の部分中「以後 3 年」を「から起算して 3 年」に改め、「各年度」の右に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の 1 月 1 日から起算して 4 年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同条第 2 項中「以後 3 年」を「から起算して 3 年」に改め、「各年度分」の右に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の 1 月 1 日から起算して 4 年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。」を加える。

附則第 5 条第 1 項中「平成 30 年度」を「平成 33 年度」に改める。

附則第 7 条を次のように改める。

(読替規定)

第 7 条 法附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第 61 条第 8 項中「又は第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで」とあるのは、「若しくは第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで」とする。

附則第 7 条の 2 第 6 項中「附則第 15 条第 29 項」を「附則第 15 条第 28 項」に改

め、同条第7項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第8項中「附則第15条第31項」を「附則第15条第30項」に改め、同条第9項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第32項第1号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第32項第2号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第33項第2号ハ」を「附則第15条第32項第2号ハ」に改め、同条第12項を削り、同条第13項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第12項とし、同項第14項を同項第13項とする。

附則第7条の3第2項各号列記以外の部分中「附則第7条第2項」を「附則第7条第3項」に改め、同条第4項中「附則第12条第21項第2号」を「附則第12条第21項第1号ロ」に改め、同条第5項第2号中「附則第12条第22項の規定により読み替えて適用される」を「附則第12条第24項において準用する」に改め、同条第6項各号列記以外の部分中「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同条第7項各号列記以外の部分中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第28項」を「附則第12条第30項」に改め、同項第6号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第8項各号列記以外の部分中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第36項」を「附則第12条第38項」に改め、同条第9項各号列記以外の部分中「附則第7条第11項」を「附則第7条第14項」に、「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同項第5号中「附則第7条第11項」を「附則第7条第14項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第8項の次に次の2項を加える。

9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

- (4) 耐震改修が完了した年月日
 - (5) 耐震改修に要した費用
 - (6) 耐震改修が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかつた理由
- 10 法附則第 15 条の 9 の 2 第 4 項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第 5 項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 12 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
 - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
 - (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
 - (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
 - (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第 12 条第 38 項に規定する補助金等
 - (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかつた理由
- 附則第 13 条第 3 項中「次項」を「以下この条(第 5 項を除く。)」に改め、同条に次の 3 項を加える。
- 5 法附則第 30 条第 6 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限り、第 2 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 6 法附則第 30 条第 7 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年

3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車は平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第13条の2を次のように改める。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第13条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車は前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

- 2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第83条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定(第87条及び第88条の規定を除く。)を適用する。

- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第2項の規定の適用がある場合における第19条の規定の適用については、同条中「納期限(」とあるのは、「納期限(附則第13条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該」とする。

附則第13条の3第2項中「申告書」を「特定配当等申告書」に改め、「提出した場合」の右に「(次に掲げる場合を除く。)」を加え、「第33条第1項」を「同条第1項」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合
- (2) 第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

附則第14条の2第1項各号列記以外の部分中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第4項」を「附則第34条の2第1項」に、「除く。以下この条」を「除く。次項」に、「同項の」を「前条第1項の」に、「応じ」を「応じ、」に改め、同条第2項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第9項」を「附則第34条の2第10項」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

附則第17条の2第4項中「第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において)」を「特例適用配当等申告書(」に、「ものに限り、その時まで提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特例適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

附則第17条の3第4項中「第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限

後において」を「条約適用配当等申告書(」に、「もの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

附則第17条の3第6項中「第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)」を「同条第4項に規定する条約適用配当等申告書」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 附則第13項の規定 公布の日
 - (2) 附則第12項の規定 平成31年10月1日(市民税に関する経過措置)
- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の舞鶴市市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第48条第3項及び第5項並びに第50条第2項及び第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 4 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成 29 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 28 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 新条例第 61 条第 8 項及び附則第 7 条(地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 2 号。次項及び第 10 項において「改正法」という。))による改正後の地方税法(昭和 25 年法律第 226 号。以下この項において「新法」という。))第 349 条の 3 の 4 に係る部分に限る。)の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に発生した新法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する震災等(次項において「震災等」という。))に係る新法第 349 条の 3 の 4 に規定する償却資産に対して課する平成 29 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 6 新条例第 63 条の 3 第 2 項及び第 74 条の 2 の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に新たに発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成 29 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による改正前の地方税法(以下第 8 項までにおいて「旧法」という。))第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 7 平成 25 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に締結された旧法附則第 15 条第 36 項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 8 平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された旧法附則第 15 条第 40 項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 9 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成 29 年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成 28 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。
- 10 市長は、納付すべき軽自動車税(平成 28 年度以前の年度分のものに限る。)の額について不足額があることを舞鶴市市税条例第 83 条第 2 項の納期限(納期限の延

長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車の所有者以外の者(以下この項及び次項において「第三者」という。)にあるときは、地方税法第 13 条第 1 項の規定による告知をする前に、当該第三者(当該第三者と改正法附則第 18 条第 2 項に規定する特別の関係のある者を含む。以下この項及び次項において同じ。)に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定(舞鶴市市税条例第 87 条及び第 88 条の規定を除く。)を適用する。

11 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

(舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

12 舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例(平成 26 年条例第 20 号)の一部を次のように改正する。

附則第 19 項中「軽自動車税」の右に「の種別割」を加え、「新条例第 82 条及び新条例」を「舞鶴市市税条例第 82 条及び」に改め、「左欄に掲げる」の右に「同条例の」を加え、同項の表を次のように改める。

第82条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
第82条第2号ア(ウ)a	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第82条第2号ア(ウ)b	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第13条第1項	第82条	舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例(平成26年条例第20号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第19項の規定により読み替えて適用される第82条
附則第13条第1項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第19項の規定により読み替えて適用される第

		82条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
附則第13条第1項の表第2号ア(ウ)aの項	第2号ア(ウ)a	平成26年改正条例附則第19項の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ)a
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第13条第1項の表第2号ア(ウ)bの項	第2号ア(ウ)b	平成26年改正条例附則第19項の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ)b
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

13 舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例(平成28年条例第38号)の一部を次のように改正する。

第1条の2中舞鶴市市税条例附則第13条第2項から第4項までを削る改正規定の次に次のように加える。

附則第13条の2を次のように改める。

附則第13条の2 削除

第1条の3を次のように改める。

(舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第1条の3 舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例(平成26年条例第20号)の一部を次のように改正する。

附則第19項の表新条例附則第13条第1項の表第82条第2号アの項の項の左欄及び中欄中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

附則第1項第2号中「及び」の右に「第1条の3の規定並びに」を加え、同項第4号中「及び第1条の3の規定並びに」を「の規定及び」に改める。

第 55 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

舞鶴市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定(専決第 5 号)

平成 29 年 6 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

専決第 5 号

舞鶴市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の専決処分について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、舞鶴市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について、次のとおり専決処分する。

平成 29 年 3 月 31 日

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

舞鶴市消防団員等公務災害補償条例(昭和 41 年条例第 14 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 1 号中「にあつては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同項第 2 号中「にあつては」を「には、」に改め、同条第 3 項各号列記以外の部分中「によって」を「により」に、「433 円」を「333 円」に改め、「第 2 号」の右に「に該当する扶養親族については 1 人につき 267 円(非常勤消防団員等に第 1 号に該当する者がいない場合には、そのうち 1 人については 333 円)を、第 3 号」を加え、「第 5 号」を「第 6 号」に、「掲げる者」は「該当する者及び第 2 号に該当する扶養親族」に、「にあつては」を「には」に、「367 円」を「300 円」に改め、同項第 2 号中「及び孫」を削り、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫

第 5 条第 4 項中「満 15 歳」を「15 歳」に、「満 22 歳」を「22 歳」に改め、「以下」の右に「この項において」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた舞鶴市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金(以下この項において「傷病補償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

第 57 号議案

舞鶴市工業高等専門学校修学資金の貸与に関する条例制定について

舞鶴市工業高等専門学校修学資金の貸与に関する条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 6 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市工業高等専門学校修学資金の貸与に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、低所得世帯の子供が専門知識を修得するための修学を支援するとともに、本市の産業を支える人材を確保するため、独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する舞鶴工業高等専門学校(以下「舞鶴高専」という。)に在学し、舞鶴市内で就業をしようとする者に対し、舞鶴高専における修学に要する資金(以下「修学資金」という。)を貸与することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 低所得世帯 前年の所得が生活保護法による保護の基準(昭和 38 年厚生省告示第 158 号)に定める基準の 100 分の 130 以下である世帯をいう。
- (2) 就業 事務所若しくは事業所において雇用保険の一般被保険者として雇用されること又は官公署において常勤職員として採用されることをいう。

(貸与の対象及び方法)

第 3 条 市長は、次の各号のいずれにも該当する者に対し、予算の範囲内において、無利息で規則で定める額の修学資金を貸与することができる。

- (1) 中学校を卒業した翌年度から舞鶴高専に在学している者で、次のいずれかに

該当するもの

ア 舞鶴市立中学校を卒業した者

イ 中学校の卒業時に舞鶴市内に住所を有していた者

(2) 舞鶴高専を卒業した日から1年を経過する日までに、舞鶴市内で舞鶴高専において修得した専門知識を活用することができる」と市長が認める職業に就業をする意思を有する者

(3) 低所得世帯に属する者

(返還の免除)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の全部の返還を免除するものとする。

(1) 修学資金の貸与を受けている者(以下「修学生」という。)が、舞鶴高専を卒業した日(舞鶴高専を卒業後、更に他の教育機関等において修学した場合にあっては、当該他の教育機関等を卒業した日)から1年を経過する日までに舞鶴市内で前条第2号に規定する職業に就業をし、災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により業務に従事できなかった期間を除き、修学資金の貸与を受けた年度数に相当する期間引き続き舞鶴市内で当該職業に就業をしたとき。

(2) 修学生が、前号に規定する就業をしている期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(1) 修学生が、死亡又は心身の著しい障害により、修学資金を返還することが困難となったとき。

(2) 前号に定めるもののほか、市長が特別の事由があると認めるとき。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成29年度に舞鶴高専に入学した者に対する修学資金から適用する。

提案理由

低所得世帯の子供が専門知識を修得するための修学を支援するとともに、本市の産業を支える人材を確保するため、舞鶴高専における修学に要する資金を貸与することについて必要な事項を定めたいので提案する。

第 58 号議案

舞鶴市の職員の懲戒の手續及び効果に関する条例及び舞鶴市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市の職員の懲戒の手續及び効果に関する条例及び舞鶴市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 6 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市の職員の懲戒の手續及び効果に関する条例及び舞鶴市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

(舞鶴市の職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第 1 条 舞鶴市の職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和 26 年条例第 38 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定による書面の交付は、これを受けるべき職員の所在を知ることができない場合においては、当該職員の氏名及び同項の書面をいつでも当該職員に交付する旨を市役所、支所及び出張所の掲示場に掲示することをもってこれに代えることができるものとし、掲示した日から 2 週間を経過した時に当該書面の交付があったものとみなす。

(舞鶴市職員の分限に関する条例の一部改正)

第 2 条 舞鶴市職員の分限に関する条例(昭和 28 年条例第 40 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条に次の 1 項を加える。

- 3 前項の規定による書面の交付は、これを受けるべき職員の所在を知ることができない場合においては、当該職員の氏名及び同項の書面をいつでも当該職員に交付する旨を市役所、支所及び出張所の掲示場に掲示することをもってこれに

代えることができるものとし、掲示した日から2週間を経過した時に当該書面の交付があったものとみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

本市の職員に対し懲戒又は分限の処分を行う際に、当該職員の所在を知ることができない場合の手続を定めたいので提案する。

第 59 号議案

舞鶴市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 6 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

舞鶴市職員の退職手当に関する条例(昭和 26 年条例第 46 号)の一部を次のように改正する。

第 10 条第 10 項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であって、雇用保険法第 24 条の 2 第 1 項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法(昭和 22 年法律第 141 号)第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第 10 条第 11 項第 5 号中「公共職業安定所の」を「公共職業安定所、職業安定法第 4 条第 8 項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第 18 条の 2 に規定する職業紹介事業者の」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 12 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは
- 「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由
あるのは
ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地
により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当す
域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして
る者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照
再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行
らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指
導を行うことが適当であると認めたもの(アに掲げる者を除く。)
導を行うことが適当であると認めたもの
とする。」

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第11項第5号の改正規定及び附則第3項の規定は、平成30年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の舞鶴市職員の退職手当に関する条例(以下この項及び次項において「新条例」という。)第10条第10項(第2号に係る部分に限り、新条例附則第12項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、退職職員(退職した舞鶴市職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員をいう。次項において同じ。)であって舞鶴市職員の退職手当に関する条例第10条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法(昭和49年法律第116号)の規定を

適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日が施行日以後であるものについて適用する。

- 3 退職職員であって雇用保険法等の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 14 号)第 4 条の規定による改正後の職業安定法(昭和 22 年法律第 141 号)(以下この項において「改正後職業安定法」という。)第 4 条第 8 項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第 18 条の 2 に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第 10 条第 11 項(第 5 号に係る部分に限り、舞鶴市職員の退職手当に関する条例第 10 条第 15 項において準用する場合を含む。)の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が附則第 1 項ただし書に規定する規定の施行の日以後である場合について適用する。

提案理由

雇用保険法の改正に伴う国家公務員退職手当法の改正に準じ、失業者の退職手当に係る規定を改めたいので提案する。

第 60 号議案

舞鶴市市税条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 6 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市市税条例の一部を改正する条例

舞鶴市市税条例(昭和31年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第 61 条の次に次の 1 条を加える。

(法第 349 条の 3 第 28 項等の条例で定める割合)

第 61 条の 2 法第 349 条の 3 第 28 項の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

2 法第 349 条の 3 第 29 項の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

3 法第 349 条の 3 第 30 項の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

附則第2条の3第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第7条の2の見出しを「(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)」に改め、同条中第13項を第14項とし、第12項の次に次の1項を加える。

13 法附則第15条第44項の条例で定める割合は、2分の1とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第2条の3第1項の改正規定は、平成31年1月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の舞鶴市市税条例(以下「新条例」という。)附則第 2 条の 3 第 1 項の規定は、平成 31 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 30 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 3 新条例第61条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法の改正に伴い、固定資産税の課税標準の特例措置を講ずる等所要の改正を行いたいので提案する。

第 61 号議案

舞鶴市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 6 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

舞鶴市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 6 号中「別居したこと」の右に「、育児休業に係る子について児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 6 項に規定する認定子ども園又は児童福祉法第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等(以下「保育所等」という。)における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第 4 条中「別居したこと」の右に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第 11 条第 7 号中「別居したこと」の右に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

国家公務員における取扱いに準じ、育児休業の再度の取得等ができる特別の事情に該当する事項を追加したいので提案する。

第 62 号議案

舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 6 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第37号)の一部を次のように改正する。

別表第2の3の項を次のように改める。

3 市長	老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)による福祉の措置に関する事務であって規則で定めるもの	市税関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
------	---	--------------------------------------

別表第 2 中 7 の項を 8 の項とし、6 の項を 7 の項とし、5 の項を 6 の項とし、同表の 4 の項中「市税関係情報、」を削り、同項を同表の 5 の項とし、同表の 3 の項の次に次のように加える。

4 市長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	市税関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
------	---------------------------------	--------------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

国の命令の改正等に伴い、個人番号を利用することができる事務及び当該事務において利用する特定個人情報に係る規定を改めたいので提案する。

第 63 号議案

舞鶴市職業能力育成訓練資金の貸与に関する条例制定について

舞鶴市職業能力育成訓練資金の貸与に関する条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 6 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市職業能力育成訓練資金の貸与に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、舞鶴市において働く若者の育成及び確保に資するため、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置する近畿職業能力開発大学校附属京都職業能力開発短期大学校(以下「ポリテクカレッジ京都」という。)に在学し、舞鶴市内で就業をしようとする者に対し、ポリテクカレッジ京都における職業訓練に要する資金(以下「訓練資金」という。)を貸与することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において「就業」とは、事務所若しくは事業所において雇用保険の一般被保険者として雇用されること又は官公署において常勤職員として採用されることをいう。

(貸与の対象及び方法)

第 3 条 市長は、次の各号のいずれにも該当する者に対し、予算の範囲内において、無利息で規則で定める額の訓練資金を貸与することができる。

- (1) ポリテクカレッジ京都に在学し、専門課程又は専門課程活用型デュアルシステム訓練を履修している者
- (2) ポリテクカレッジ京都を卒業した日から 1 年を経過する日までに、舞鶴市内で就業をする意思を有する者

(3) ポリテクカレッジ京都の長から推薦を受けた者

(返還の免除)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、訓練資金の全部の返還を免除するものとする。

(1) 訓練資金の貸与を受けている者(以下「貸与訓練生」という。)が、ポリテクカレッジ京都を卒業した日(ポリテクカレッジ京都を卒業後、更に他の教育機関等において修学した場合にあっては、当該他の教育機関等を卒業した日)から1年を経過する日までに舞鶴市内で就業をし、災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により業務に従事できなかった期間を除き、貸与を受けた訓練資金が1学年分である場合にあっては1年6月間、2学年分である場合にあっては3年間引き続き舞鶴市内で就業をしたとき。

(2) 貸与訓練生が、前号に規定する就業をしている期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、訓練資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(1) 貸与訓練生が、死亡又は心身の著しい障害により、訓練資金を返還することが困難となったとき。

(2) 前号に定めるもののほか、市長が特別の事由があると認めるとき。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(舞鶴市職業能力育成訓練資金貸与要綱に基づき貸与している訓練資金の取扱い)

2 この条例の施行の際現に舞鶴市職業能力育成訓練資金貸与要綱(平成26年告示第110号)に基づき貸与している訓練資金は、この条例に基づいて貸与した訓練資金とみなす。

提案理由

舞鶴市において働く若者の育成及び確保に資するため、近畿職業能力開発大学校
附属京都職業能力開発短期大学校における職業訓練に要する資金を貸与すること
について必要な事項を定めたいので提案する。

第 64 号議案

舞鶴市介護福祉士育成修学資金の貸与に関する条例制定について

舞鶴市介護福祉士育成修学資金の貸与に関する条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 6 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市介護福祉士育成修学資金の貸与に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、介護に従事する人材の育成及び確保に資するため、舞鶴市内で介護福祉士として介護等の業務に従事しようとする者に対し、舞鶴市内の養成施設等の修学に要する資金(以下「修学資金」という。)を貸与することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において「養成施設等」とは、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和 62 年法律第 30 号)第 40 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設をいう。

2 この条例において「介護等の業務」とは、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)の規定に基づく指定居宅サービス事業所、指定地域密着型サービス事業所、介護保険施設、指定介護予防サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所において行われる利用者への介護、支援等の業務をいう。

(貸与の対象及び方法)

第 3 条 市長は、次の各号のいずれにも該当する者に対し、予算の範囲内において、無利息で規則で定める額の修学資金を貸与することができる。

- (1) 舞鶴市内の養成施設等に在学する者又は入学することが決定している者
- (2) 前号の養成施設等を卒業した日から 1 年を経過する日までに、舞鶴市内で介

護福祉士として介護等の業務に従事する意思を有する者

(返還の免除)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の全部の返還を免除するものとする。

(1) 修学資金の貸与を受けている者(以下「修学生」という。)が、養成施設等を卒業した日から1年を経過する日までに舞鶴市内で介護福祉士として介護等の業務に従事し、災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により介護等の業務に従事できなかった期間を除き、引き続き3年間舞鶴市内で介護等の業務に従事したとき。

(2) 修学生が、前号に規定する介護等の業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護等の業務を継続することができなくなったとき。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(1) 修学生が、死亡又は心身の著しい障害により、修学資金を返還することが困難となったとき。

(2) 前号に定めるもののほか、市長が特別の事由があると認めるとき。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(舞鶴市介護福祉士育成修学資金貸与要綱に基づき貸与している修学資金の取扱い)

2 この条例の施行の際現に舞鶴市介護福祉士育成修学資金貸与要綱(平成24年告示第114号)に基づき貸与している修学資金は、この条例に基づいて貸与した修学資金とみなす。

提案理由

介護に従事する人材の育成及び確保に資するため、舞鶴市内の介護福祉士の養成施設等の修学に要する資金を貸与することについて必要な事項を定めたいので提案する。

第 65 号議案

舞鶴市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 6 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例

舞鶴市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例(平成 27 年条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 3 号中「主任介護支援専門員(」の右に「介護支援専門員であつて、」を加え、「者であつて、当該主任介護支援専門員研修又は同項第 2 号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して 5 年を超えない期間ごとに同号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了したもの」を「もの(当該主任介護支援専門員研修を修了した日(以下この号において「修了日」という。))から起算して 5 年を経過した者にあつては、修了日から起算して 5 年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第 2 号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。)」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 26 年度までに主任介護支援専門員研修(介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 140 条の 68 第 1 項第 1 号に規定する主任介護支援専門員研修をいう。

以下この項において同じ。)を修了した者(以下「平成26年度以前修了者」という。)に係る最初の主任介護支援専門員更新研修(この条例による改正後の舞鶴市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例(以下「新条例」という。)第3条第1項第3号の規定により、同号に規定する修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修(同令第140条の68第1項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修をいう。以下同じ。)のうち最初のをいう。以下同じ。)については、新条例第3条第1項第3号の規定にかかわらず、平成31年3月31日(平成24年度から平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者にあつては、平成32年3月31日)までに修了した場合には、同号に規定する日までの間に修了したものとみなす。

- 3 前項の規定により新条例第3条第1項第3号に規定する日までの間に最初の主任介護支援専門員更新研修を修了したものとみなされた者に係る最初の主任介護支援専門員更新研修以外の主任介護支援専門員更新研修については、同号に規定する修了日は、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日とする。
- 4 前項の規定は、平成26年度以前修了者が、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了しないことにより、新条例第3条第1項第3号に規定する主任介護支援専門員に該当しないこととなった場合には、適用しない。
- 5 前3項の規定にかかわらず、平成26年度以前修了者が、平成29年3月31日前に主任介護支援専門員更新研修を修了している場合は、なお従前の例による。
(舞鶴市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 6 舞鶴市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例(平成29年条例第16号)の一部を次のように改正する。
附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

提案理由

介護保険法施行規則の改正に準じ、主任介護支援専門員の要件について所要の改正を行いたいので提案する。

第 66 号議案

舞鶴市手数料条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 6 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市手数料条例の一部を改正する条例

舞鶴市手数料条例(平成 12 年条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

別表第 15 号中「第 25 条の 4 第 16 項」を「第 25 条の 4 第 17 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

租税特別措置法施行令の改正に伴い、引用する同令の条項を改めたいので提案する。

第 67 号議案

舞鶴市道路標識の寸法に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市道路標識の寸法に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 6 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市道路標識の寸法に関する条例の一部を改正する条例

舞鶴市道路標識の寸法に関する条例(平成25年条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表案内標識の表非常電話(116の2)の項中「116の2」を「116の4」に改め、同表待避所(116の3)の項中「116の3」を「116の5」に改め、同表登坂車線(117の2—A)の項中「117の2—A」を「117の3—A」に改め、同表総重量限度緩和指定道路(118の3—A)の項中「118の3—A」を「118の4—A」に改め、同表総重量限度緩和指定道路(118の3—B)の項中「118の3—B」を「118の4—B」に改め、同表高さ限度緩和指定道路(118の4—A)の項中「118の4—A」を「118の5—A」に改め、同表高さ限度緩和指定道路(118の4—B)の項中「118の4—B」を「118の5—B」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の改正に伴い、引用する同令の案内標識の番号を改めたいので提案する。

第 68 号議案

あらたに生じた土地の確認について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 9 条の 5 第 1 項の規定により、舞鶴市内に下記の土地があらたに生じたことを確認する。

平成 29 年 6 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

記

所 在 地	面 積
字下安久 1041 番及び 1042 番の地先	5,414.55 m ²

備考 地番は、平成 29 年 5 月 12 日現在のものである。

提案理由

下安久地区に係る公有水面の埋立てに伴い、あらたに生じた土地の確認について、議決を受けたいので提案する。

参 考

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 抜 粹

(あらたに生じた土地の確認)

第 9 条の 5 市町村の区域内にあらたに土地を生じたときは、市町村長は、当該市町村の議会の議決を経てその旨を確認し、都道府県知事に届け出なければならない。

(第 2 項 略)

第 69 号議案

字の区域の変更について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条第 1 項の規定により、舞鶴市内の字の区域を下記のとおり変更する。

平成 29 年 6 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

記

字の区域の変更調書

編 入 す る 区 域		編入先の字
所 在 地	面 積	
字下安久 1041 番及び 1042 番の地先	5,414.55 m ²	字下安久

備考 地番は、平成 29 年 5 月 12 日現在のものである。

提案理由

下安久地区に係る公有水面の埋立てに伴い、同地区の字の区域を変更したいので提案する。

参 考

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 抜 粋

(市町村区域内の町又は字の区域)

第 260 条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

(第 2 項以下 略)

第 70 号議案

字の区域及び名称の変更について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条第 1 項の規定により、舞鶴市内の字の区域及び名称を下記のとおり変更する。

平成 29 年 6 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

記

字の区域及び名称の変更調書

字	小 字	地 番	付 記
西方寺	山王	8 の 1	
〃	〃	9	
〃	〃	9 の 2	
〃	〃	10	
〃	〃	11	
〃	〃	12	
〃	〃	339 の 2	
〃	〃	340	
〃	〃	341	
〃	〃	360 の 1	
〃	〃	360 の 3	
〃	〃	360 の 4	
〃	〃	360 の 5	
〃	〃	364 の 2 の 1	
〃	〃	364 の 2 の 2	
〃	〃	367	

西方寺	山王	370 の 1	
〃	〃	370 の 2	
〃	〃	370 の 5	
〃	〃	371	
〃	〃	372 の 2	
〃	〃	372 の 5	
〃	〃	372 の 6	
〃	〃	372 の 7	
〃	〃	374 の 2	
〃	〃	374 の 3	
〃	〃	375	
〃	〃	376 の 1	
〃	〃	376 の 2	
〃	〃	377	
〃	〃	378	
〃	東河原	64	
〃	野田	165 の 3	
〃	〃	285 の 7	
〃	〃	334 の 1	
〃	〃	335 の 1	
〃	〃	339	
〃	中須	530 の 1	
〃	〃	530 の 2	
〃	〃	530 の 3	
〃	〃	532	
〃	〃	533 の 1	
〃	〃	533 の 2	
〃	〃	534 の 1	
〃	〃	534 の 2	

西方寺	中須	535 の 2	
〃	〃	535 の 3	
〃	〃	541 の 1	
〃	〃	542	

上記の土地並びにその土地に隣接・介在する道路及び水路を字西方寺小字五明に変更する。

備考 地番は、平成 29 年 3 月 14 日現在のものである。

提案理由

西方寺地区に係るほ場整備事業の実施に伴い、同地区の小字の区域及び名称を変更したいので提案する。

第 71 号議案

市道路線の認定について

下記のとおり市道路線を認定することについて、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

平成 29 年 6 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

記

路 線 名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
橋本 2 号線	舞鶴市字七日市小字橋本 307 番 6	から
	舞鶴市字七日市小字橋本 300 番 2	まで

提案理由

七日市地区の路線の市道認定を行いたいので提案する。

参 考

道路法(昭和 27 年法律第 180 号) 抜 粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(第 3 項以下 略)